

科目名	担当者名	配当	期	単位
地方自治法	趙元濟	3選	後期	2

### ■講義内容■

日本の地方自治が憲法上保障（第8章）されているにもかかわらず、地方自治の方向づけとその内容は、国と地方公共団体の関係などを規律する地方自治法規定のみならず、多くの個別法とこれに基づく国の政策等によって影響される。したがって、本講義では、地方自治法の条文に関する理解についてはいうまでもなく、地方分権化政策を含め、水道法、都市計画法、建築基準法、過疎対策法、合併特例法、廃棄物処理法、財政法などの個別法の知識を習得することも求められるのである。

### ■シラバス■

#### <科目のねらい>

本授業では、授業の前に、事前に配られたレジュメを熟読し、それと関連する地方自治法などの基本書をも予習することが要求される。

また、本授業は、以下の順に従って行うことになるが、授業の効果を高めるために、各人は予習することを強く求められる。したがって、授業当日は、少人数教育のメリットを最大限に活かすために、主として質疑応答によって当該テーマに関する理解を深めさせることを、本授業のねらいとする。

#### <科目の内容>

- 第1回 地方自治と住民の権利
- 第2回 地方公共団体の意義と種類
- 第3回 普通地方公共団体の組織
- 第4回 地方公共団体の事務配分に関する法的検討
- 第5回 普通地方公共団体の自治立法権（その1）
- 第6回 普通地方公共団体の自治立法権（その2）
- 第7回 国と地方公共団体との関係
- 第8回 代執行訴訟と新旧の地方自治法
- 第9回 地方自治とまちづくり／過疎対策法と市町村合併
- 第10回 住民訴訟と裁判例の検討
- 第11回 公の施設と指定管理者制度
- 第12回 地方自治の本旨と住民投票
- 第13回 普通地方公共団体の自主財政権
- 第14回 補足および予備
- 第15回 定期試験

#### <基本テキスト>

授業中、適宜に指示するが、基本的には、各人に最も合うテキストを選択されたい。

#### <参考文献>

授業中、適宜に指示する。

#### <判例集>

判例百選などを読むのもよいが、判決全文を直接読むことが望ましい。